

虐待防止のための指針

1 虐待防止に関する基本的考え方

焼津市社会福祉協議会では、高齢者及び障害者(以下「高齢者等」という。)への虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法(以下「法」という。)の理念に基づき、高齢者等の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者等への虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止に努め、次の行為のいずれも行いません。

i 身体的虐待：

高齢者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ii 介護・世話の放棄・放任：

高齢者等を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

iii 心理的虐待：

高齢者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

iv 性的虐待：

高齢者等にわいせつな行為をすること又は高齢者等にわいせつな行為をさせること。

v 経済的虐待：

高齢者等の財産を不当に処分することその他当該高齢者等から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止に向けた体制

- (1) 虐待の防止・早期発見・早期対応・再発防止を図るために、「虐待防止検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置し、虐待の防止等に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)を定めます。
- (2) 委員会は、定期的開催するほか、虐待防止に関する協議事項が発生したとき、虐待事例が発生したときは、随時開催します。
- (3) 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。
 - ア 委員会その他事業所内の組織に関すること。
 - イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - エ 虐待及び虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

オ 職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

ク その他、委員会において必要があると認める事項。

3 虐待の防止のための職員研修

(1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待の防止等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。

(2) 具体的には、次のプログラムにより実施します。

ア 法の基本的考え方の理解

イ 権利擁護事業/成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 早期発見・事実確認と報告等の手順

オ 発生した場合の改善策

(3) 実施は、定期的に行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止等のための研修を実施します。

(4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 虐待等が発生した場合の対応方法

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

(2) 緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

(2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

(3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規程等に則り必要な措置を講じます。

- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6 成年後見制度の利用支援

家族がいない、または、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センターや障害者の基幹相談支援センター、成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、焼津市社会福祉協議会ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9 その他虐待の防止の推進

3に定める研修会のほか、県、市及び関係団体等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

(附則)

この指針は、令和4年8月18日より施行する。